

経 済 研 究

第 23 号 第 2 卷

April 1972

Vol. 23 No. 2

アダム・スミスの歴史認識とウィリアム・ ロバートソン

大 野 精 三 郎

I 『諸国民の富 (Wealth of Nations) 1776』の刊行2百年を迎えようとしている現代に至るまで、それは政治経済学の祖父としての地位を占め、その理論的側面については多くの研究を生みだしている。しかし『諸国民の富』第3篇を構成している歴史的分析は比較的取り扱われることが少なかった。わずかに W. Hasbach が Smith 経済学のなかで占める歴史的要素の重要性に多くの注目を払い、Smith を偉大な文化史家とよび、その思想的系譜をたどっている¹⁾。そのさい Hasbach は Smith 思想の二元的要素、すなわち抽象的自然法と歴史的思想の系譜をとりあげ、究極的には Smith においては前者が後者を圧倒し、方法的分裂におちいっていると結論している。そこで Smith の思想の重要な要素として取りあげられた歴史的思想の系譜も、今日では網羅的・平板な感じを否めない。

しかし、今世紀30年代以降の A. Smith をふくむスコットランド歴史学派の研究の発展は、はじめて Smith の歴史研究の重要性と意味とを問うこととなった。すなわち、スコットランド歴史学派

の対象、方法、問題領域のなかに Smith の歴史叙述を位置づけ、しかもこの学派のなかで Smith においてのみ経済学が成立したのはなぜかを明らかにすること、いいかえれば Smith の歴史的方法はどういう意味で経済学の成立に寄与したかを明らかにすることが新たな課題となってきたのである。

この課題への迫り方には2つある。そのひとつは直接 Smith の所論自体を分析することであり、他のひとつは、スコットランド学派の人々の歴史的著作との比較から Smith の特徴を把握しようとする。A. Skinner 教授²⁾が『諸国民の富』の第3篇および『グラスゴウ大学講義』のなかから、Smith の市民社会史論を明らかにしようとするのは、前者の企てに属している。また Mossner 教授³⁾が、David Hume の『イギリス史』の課題・方法を究明しようとしたり、田中敏弘教授⁴⁾が Mossner 教授の示唆に従いつつ、D. Hume をも

2) A. Skinner "Introduction," in *Adam Smith, the Wealth of Nations*, Book I-III, 1970.

3) E. C. Mossner, "An Apology for David Hume, Historian," in *Publications of the Modern Language Association of America*, LVI, 1941. 拙稿「歴史家ヒュームの再評価」『経済研究』第14巻第3号。

4) 田中敏弘『社会科学者としてのヒューム』1971年。

1) W. Hasbach: *Untersuchungen über Adam Smith und die Entwicklung der Politischen Ökonomie*, 1891.

って歴史分析における Smith の直接的先駆者とみなすのは、後者の企てと考えるとよいであろう。

このような問題状況のなかで、本稿は『諸国民の富』第3篇の歴史叙述の出発点をなすのは、同じ学派に属する William Robertson (1721—1793) の『チャールズ 5 世時代史 (History of the Reign of Charles V.) 1769』⁵⁾ の『序論』にあることを指摘し、その『序論』の方法と内容との分析を通じて、Smith の歴史認識が如何に形成されていったかを明らかにしようとする試みである。いいかえれば、Robertson の分析と『諸国民の富』第3篇の比較から、Smith の歴史分析の独自性を明らかにしようとする試みである。そしてそれによって『諸国民の富』における歴史分析の占める地位について光を投ずることを意図している。というのは、この『諸国民の富』の篇別構成の問題をめぐる、これまで論争があったからである。内田義彦教授⁶⁾は、第1・2篇を基礎にしながら、とくに第4篇との関連で第3篇を捉えようとされているのにたいし、和田重司助教授⁷⁾は、さらに第5篇との関連を強調している。Robertson の『序論』が Smith の歴史研究の出発点であるという、私の推定ないしは仮設がゆるされるならば、それは、この篇別構成の問題にもまた示唆することが少なくないと思われる。

II 議論の展開に先だって、Smith と Robertson との関係についていくつかの事実を確認しておかなければならない。脚注や公然たる引用書の少いことを特徴とする『諸国民の富』のなかで、Smith は直接に Robertson の著書を引用していない。Robertson の著書は編纂者故 E. Cannan によって付された脚注のなかで初めてあらわれる。かれの History of America, 2 vols, 1777. のスペインの対植民地貿易の艦隊護衛についての箇所が、第4篇第7章第3節の脚注に引用されている。し

かし Smith の『蔵書目録』⁸⁾には Robertson の主要な著書は、『アメリカ史』のほか、『スコットランド史』1759 年と『チャールズ 5 世時代史』1769 年の初版本が記録されている。従って、これらの書物を Smith がおそらく親しく見たものとしてよいと思われる。関係はそれだけではない。1751 年 Glasgow 大学の倫理学教授に就任した Smith と、牧師の職をかねて王室史料編纂家として歴史研究を開始しはじめた Robertson とは、1754 年 Maler Ramsay によって創立された選良協会 (Select Society) の会員として相知の仲となった。会員にはそのほか、D. Hume, John Home などがこの関連であげられる。約百人からなる会員が文学的・哲学的議論を行なうこの集りは、18 世紀スコットランド啓蒙期を特徴付ける知的活動を示すものと言ってよいであろう。この協会は、6、7 年存続しその活動をおこなったが、この活動を媒介として両者は、また共に Edinburgh Review なる雑誌を刊行するようになった。Robertson が歴史的研究に専念し、1762 年エディンバラ大学の総長となり、また、Smith が 1778 年エディンバラへ居を移してからはさらに親交の度を一層深めたといわれる。これらの事実⁹⁾は、Smith が Robertson の著書を所有していただけではなく、両者の間で直接的に思想的・学問的交流のあったことを確認するに足りるであろう。

8) A. Smith 自身の蔵書目録については若干の歴史がある。最初 James Bonar によって企てられ、1894 年、*A Catalogue of the Library of Adam Smith* として刊行され、その追補版が 1932 年にだされた。そして矢内原版が、東京大学経済学部所蔵本と、Smith 自身がつくらせた蔵書カタログにもとづき刊行された。最近水田教授は、その蔵書カタログのショート・タイトルから原典を追跡するとともに、あたらしく発見された蔵書を加え、全体についての索引をつくり、刊行した。*Adam Smith's Library, A Supplement to Bonar's Catalogue with a Checklist of the Whole Library* by Hiroshi Mizuta, 1967. がこれである。Robertson の蔵書については同書 134 ページ参照。なお Bonar 版にもとづく研究として、竹中靖一「歴史家としてのアダム・スミスの面影——特に『富国論』の引用書及び彼の蔵書における歴史的書物に就て——」『山口商業雑誌』第 13 号 1933 年が省りみらるべきである。

9) D. Stewart, "Account of the life and Writings of William Robertson," in *the Works*, 1840. をみよ。

5) テキストとしては、1840 年に Dugald Stewart により「生涯と著作」を付せられて刊行された全集、*The Works of William Robertson*. を用いた。

6) 内田義彦『経済学の生誕』1953 年および『経済学史講義』1961 年。

7) 和田重司「『国富論』における基礎理論と歴史分析」『大阪経大論集』51, 1966 年。

III さて、『諸国民の富』第3篇は、周知のことであるが、ローマ帝国没落以降のヨーロッパの歴史のなかからすぐれて経済的な市民社会の成立を展望し、富裕の自然的進歩の軌道をあとづけている。『諸国民の富』に先んじて刊行された Robertson の『チャールス5世時代史』の序論もまた Smith の時代区分と問題の枠組みおよび方法において同じ構想にたっているといえてよい。

歴史家としての Robertson の主要な関心は15世紀からはじまる近代、とくに16世紀の全ヨーロッパ史であった。かれはこの時期を、それに先だつ1千年間の形成諸力がいわば近代の大道に集まった十字路または結合点であるとみなしている。すなわちヨーロッパの諸国民の国民意識が最大の点まで到達し、国王の権力はあらゆる国において、放縦な封建制を破壊し、または抑止して、正規の政治を導入した。他方国王による軍事力の一元的掌握の結果、一国の行動は他国に波及するほど強力となり、ヨーロッパの諸国家はいわば『ひとつの巨大な政治組織にまで形成された』(Preface, p. 307)。この結果、ヨーロッパ諸国家の国内政治のみならず、その対外政策、すなわち勢力均衡 (balance of power) 政策が注目されることとなった。この意味において『その時代以降ヨーロッパのあらゆる重要な諸国民の行動が興味深く、教訓的になったのである。』(Preface, ibid) 『チャールス5世時代史』に先だつ『スコットランド史』においても Robertson は同じ関心をかくしてはいない。かれは、スコットランドの歴史を16世紀からはじめ、とくに今述べたヨーロッパ的観点から、取り扱っている。『チャールス5世時代史』もまた、チャールス5世を中心とするヨーロッパ諸国家の対立・抗争の歴史を取り扱い、そこから勢力均衡政策が、諸国家の行動の政治的原理として働いていることを明らかにすることを目的としている。このような近代国家が如何にして成立してきたかを、Robertson は『チャールス5世時代史』への序論としてその冒頭で回顧している。序論、詳しくは「ローマ帝国の没落以降16世紀初頭に至るヨーロッパにおける社会の進歩についての概観 (A View of the Progress of Society in Europe, from

the Subversion of the Roman Empire to the Beginning of the Sixteenth Century)」と題する一論は、近代国家の成立史をあとづけている。ここにおいて Robertson においても Smith と同じく、世界史上のローマは古代史と大きく二分される広汎な分水嶺をなしており、それ以降中世・近世を併せて広義の意味での近代を意味していることが注意されてよいであろう。

序論としての『概観』は次の3つの題名をもつ3節に分れている。その最初は、『内政・法制・風習に関連したヨーロッパ社会の進歩の概観 (View of the Progress of Society in Europe, with respect to Interior Government, Laws and Manners)』であり、第2節は、『対外作戦に必須な国力の統帥についての概観 (View of the Progress of Society in Europe, with Respect to the Command of the National Force Requisite in Foreign Operations)』であり、第3節は、『16世紀初頭におけるヨーロッパ主要諸国における政治組織についての概観 (View of the Political Constitution of the Principal States in Europe, at the Commencement of the Sixteenth Century)』である。

以上3つの節をもつ『概観』のなかで、Robertson は第1節において、ローマ帝国没落以後のヨーロッパ各国における国内秩序と治政 (police) を改善するに寄与した主要な原因とできごとを指摘し、第2節で、対外作戦を行なうときに、その活動領域を拡大するに寄与した近代における軍事諸技術の革命を明らかにし、第3節において、16世紀のヨーロッパ諸国家の対立・抗争に大きな役割を演じたヨーロッパ各国の政治組織と統治の特異性を分析している。これらの『概観』においてかれの目的としたところは、年代史ではなく¹⁰⁾、『一種の哲学的調査 (Philosophic survey) である。——できごとの記録ではなく、諸力と影響力の記録である。モンテスキューの「ローマ人の興隆と没落」に酷似したヨーロッパの文明の発展構造の生理学的な分析の一種である。』¹¹⁾ かれはいう。

10) 「これらの諸原因とできごとを指摘するには、年代史的正確さをもつ時間の順序を観察することは必要でない」(p. 315)

『(ヨーロッパ諸国民が)野蛮から文明(refinement)へ進む大きな段階を画し、そしてその画一的なまた広汎な作用によってそれら諸国民のすべての政策と習俗においてチャールス5世が統治をはじめた時期にまで到達した諸改善を導いてきた一般的諸原理とできごとを指摘することが必要である。』(Preface, p. 307)そして、さらにかれは次のように強調している。「これらの諸原因とできごとを指摘し説明するに当って、最も重要なことは、それらの原因とできごととの相互関連と相互依存とをつねに観察し、ひとつのできごとまたは原因の作用が如何にして他のそれへの道を準備し、その影響力を増大したかを示すことである」(p. 315)と。

ローマ帝国の没落をもたらしたゲルマン民族は、自由民からなる征服であり、かれらは征服した土地を「共同財産(a common property)」と考えていた。族長や有力者の下に征服に参加した自由民は、これらの土地の分割に与り、完全な所有権をもっていた。いわば自由保有的に(allodially)土地を保有していたのである。他方、族長の家臣たちは、征服したヨーロッパの各地方に定着するや、戦時に武器をとることを条件として恩地(beneficia)として土地の下賜を受けた。そして土着民の反抗また外敵の侵入に対しての保護を必要とすることから、自由民の大多数も、族長への忠誠を誓い、自由保有を封建的な保有に転化させたのである。

かくて、優れて軍事的な制度である封建制が、おどろくべき同一性(amazing uniformity)をもって11世紀の全ヨーロッパに確立されていった。ところで、封建制の特徴である恩地は本来は、任意の期間、首長から与えられるにすぎなかったが、のち終身、さらには漸次世襲的なものとなった。このような変化とともに、土地のみならず、権力をもつ官職、栄誉の称号もまた世襲的になった。かくして家臣が領土と栄誉を確保して領主となったあとでは、服従を基礎にした封建制度は、独立的な性質に変わり、各領主は、自己の領土内で至高の司法権力を持ち、和戦の大権をも手中に収め、国家は孤立した公領の如くに分立するに至ったの

である。

「この所有権の変革は、それに対応する政治体の変化をひきおこした。すなわち国王の大きな家臣たちはこのような龐大な所有物を獲得するや、それにふさわしい権力をも奪いとり、国王の裁判権を抑えつけ、人民の権利を蹂躪したのである。この関連のために、封建的所有権の発展をたどることが歴史上重要な対象となるのである。というのは、ある特定の時代に所有権がいかなる状態にあるかをみいだせば、われわれはそのときの国王と、あるいは貴族がもっている権力の程度がどのくらいかを正確に結論することができるであろう」(p. 375)

かくて領主たちは、自己の領地を永久に確保するため平等と独立に相矛盾する限嗣相続制(entails)を導入し、他方、人民の大多数は、奴隷もしくはそれに等しい状態の下におかれなければならなかった。

多数の小国に分立した各国は、嫉妬と不一致の無数の原因が存続し、多くの内乱が続出し、全般的な無政府状態が支配した。

この抑圧的な封建制度の下では、科学と技術も無視され、文学も理解されず、宗教も迷信と墮し、「暗黒の時代(ages of darkness)」を現出したとみるのが至当であろう。

しかし封建制度に随伴する抑圧と戦乱から諸国民を救い、『秩序、正規(regularity)および洗練』(p. 315)を導入した諸原因が、次第に準備され、いろいろ改善を生みだすに至った。それらのできごとは、次の如きものである。

I. 十字軍 この『人間的愚行の奇妙な記念碑(a singular monument of human folly)』(p. 316)である十字軍の遠征という全ヨーロッパ的事業は、『まったく期待も予想もされなかった有利な結果をもたらした』(p. 315)。第一に文化の伝統のなお残存していたビザンチン帝国や東方諸国の見聞によって、ヨーロッパ諸国民の「視野は拡大され、偏見はとり除かれ、新らたな思想が湧き起った」(p. 317)。そして遠征軍を送ったヨーロッパ諸国では、貴族が土地を売却し、国王の権力が増大した。また軍隊に必要な食糧などの輸送を通じてヴ

ェニス、ジェノアおよびピサなどのイタリアの諸都市がかなりの程度の富裕に到達した。

II. 都市が共同体、自治体へ形成され、それらの自治体自身に裁判権が賦与されたことがなによりも優れて正規の政治の導入に寄与した。この制度は初めイタリアで生まれ、フランス・ドイツなどに拡大した。すなわち、領主の恣意的な裁判と重税の下で、奴隷と同じ状態にあった都市の住民は富の増加により、主権者から徴税請負権などの諸特権を特許状の名の下に獲得し、漸次自己を解放した。諸都市は、かれらを代表する市会とかれらの任命する裁判官をもち、また自分たちを防衛するための武装をし、一種の軍隊訓練に服させる特権をもつ政治体となったのである。この結果、都市の住民は、恣意に代って住民の合意による法の支配に服することになり、自由を獲得することができるようになった。

III. 都市の住民は人身の自由と自治体自身の裁判権を獲得したのち、直ちに市民的自由と政治的権力を獲得した。都市が一国の政治において法的に独立の成員となるや、かれらの代表者は、諸侯や僧職者と同じく、身分議会(states-general)に出席することをゆるされ、法の制定に発言権をもつようになった。この結果、貴族と国王との間に中間権力が樹立され、人民の権利と特権とが強力かつ積極的に防衛されることになった。ここから新たな法の精神が生まれ、それは「往昔とは変り、新しい原理すなわち平等、秩序、公共の善および苦情の救済という言葉が、ヨーロッパ諸国民の法規と法学のなかで使われるようになったのである。」(p. 320)

IV. 都市の住民が特許状によって自由を宣言されたのち、農民も解放(enfranchisement)によって自由を獲得した。封建制下では、家臣は恩地の価値を減らしてはならず、農奴は土地の付属物と考えられていたが、しかし都市の独立・自由の獲得は農村にも反作用を及ぼし、漸次解放され、往昔は他人の利益のために働いていた農奴は、「自己の勤労の主人(master of his own industry)」である農業者へと転化し、市民社会の有用な市民となるに至った。

V. より正規・平等な・そして正義の活発な実行のために使われた手段が社会の改善に寄与した。それには 1) 各人が自己の名と権威において私闘を行なう権利の廃止、2) 決闘裁判の廃止、3) 上訴権が貴族の法廷から国王のそれに移されたことなどをふくんでいる。これらは国王権力の増大にともなう政治、秩序、公共の安全についての正しい観念の普及を物語っている。

VI. 教会法(canon law)の諸形態と原理とは、神の法廷における権威から広く尊敬されたが、法学の改善に少からず寄与した。

VII. ローマ法についての知識と研究の復活とが、政治の性質および司法についての公平かつ自由な思想の導入に少からず寄与した。

VIII. 社会の状態および司法についてヨーロッパの進歩を形造った非常に重要な諸改善は、他方においてより自由・寛裕な感情を貴族の間に育ぐくみ、騎士道を生みだした。

IX. 科学の進歩と涵養は、ヨーロッパ諸国民の習俗を変え、過去と区別される現代の習俗の特徴である礼儀正しさ(civility)と洗練とを導き入れるのに、重要な影響力を与えた。

X. 貿易の発達がヨーロッパ諸国民の習俗を洗練し、かれらの間に、秩序、平等な法および人類愛を打ちたてるのに重要な影響力をもった。「貿易が諸国民間に差別と敵意を維持する偏見をなくす傾向がある」からであり、「貿易は、あらゆる紐帯のなかで最も有力なもののひとつであり、諸国民の相互の欲望をみたすという願望によって人々を結びつける。貿易は、公共の平和の擁護に自らの利益を結びつける市民層をつくりだすことによって、平和にむかわせる。貿易の精神が活発になり、社会のなかで優位を得はじめるやいなや、われわれは、各国の政策、同盟、戦争、対外政策において新しい精神をみいだすのである。」(p. 332)

『概観』第1節において以上のように内政(interior government)面での近代的中央集権国家の形成をあとづけた Robertson は、第2節において、15世紀以来、国王に軍事力の全支配権を与え、対外遠征を活発・広汎にした諸要因を分析し

ている。かれによれば、15世紀以来ヨーロッパ諸国民をして、共同または連合政策をとらしめるに至ったのは、国王の下への軍事力の集中と軍事的技術の革命である。15世紀の初めまでは中央集権的近代国家も、なお弱体で「君主の歳入はいうに足りず、動員しうる軍隊も、長期にわたる有効な作戦には適さなかった。」(p.334)しかし15世紀に入ってからフランス Charles VII 世による大陸におけるイギリス領土の奪還の長期にわたる戦闘は、幾多の軍制上の諸改革を生みだした。Charles VII 世は、イギリスの急襲に備えて、徴集した軍隊を解散させず、これらに給与を賄い、国内の数ヶ所に常駐させ、常時訓練せしめた。主要な貴族たちも、軍に従事することを好み、次第に国王の下に統轄されることになった。その結果、『貴族が自己の軍旗に従うために徴集することのできた家臣からなる封建的軍隊は、正規に戦闘訓練を受けた兵士たちとは全く比較すべきもなく、次第に名声を失うに至った。軍隊の強さは、そのなかで働く騎兵の数のみによってはもはや測られることはなくなった。火薬が発明され戦場において大砲の使用が一般的になったころから、完全武装をした騎兵は、他の兵士にたいする優位を失うに至ったのである。矢や槍を防いだヘルメット、楯や胸当ては、これらの新しい破壊手段に対してなんらの安全をも与えなくなった。』(p. 337)

これらの常備軍には最初、歩兵として当時のヨーロッパで最も優れていたスイスとドイツの傭兵が使われた。その後、自国民のなかで歩兵を求めるように改善されてきた。

この反面、フランスではイギリスとの長期にわたる戦争は貴族の勢力を弱め、次いで王国の諸身分によって構成される総会から、課税権を奪取し、専制主義に劣らない絶対政治を確立するに至った。Louis XI 世の下では国内では、なんらの足枷もなくなり、外国遠征の広汎な作戦活動を可能とするに至った。そしてこのような外国遠征には、国内における事前の協調と準備とを必要とし、徴税政策が重要となってくるのである。

かくて、「海賊または盗賊の短期的な襲撃に似ていた」(p.314)封建的軍事活動に代り、正規の軍

隊の着実な活動が行なわれはじめた。Charles VII 世が創設した常備軍の制度は、「そのできごとと政策とにおいて重要な革命をひきおこし」(p.337)、そのイタリー遠征の成功の結果は、ヨーロッパ各国が競ってこの制度を模倣する例を開くこととなった。

このように明らかにされた諸特徴をもつ近代国家は、政治的組織として画一的な性格をもつものではない。それは封建制の没落過程によって、あるいはまたその残存、商工業の発展の程度によってさまざまな政治形態を生みだす。そこで Robertson は、第3節において16世紀初頭のヨーロッパの主要諸国の統治様式(modes of government)の主要な特徴をみることによって、具体的に明らかにしようとしている。けだし、統治様式、すなわち誰がどのようにして政治権力を握り、行使しているかを明らかにすることは、諸国民の性格と精神の特徴およびその国の行動を判断するとき必要とされるからである。

かれは、多数の小国の乱立するイタリー半島から、スペイン、フランス、ドイツおよびトルコ帝国に至るまでをあとづけ、そこに多彩な政治形態、商業・貿易に基礎をおくヴェニス共和国、当時なお依然として封建政治の下にあるナポリ王国、強力な貴族に制約された『従属君主制(subordinate monarchy)』をもつスペイン、絶対王政——Robertson に従っていえば『純粹王政 pure monarchy)』——下のフランス、封建遺制を強くもつドイツ帝国、まったく専制的なトルコ帝国を見いだしている。16世紀のヨーロッパ史を直接問題の対象にしていない、ここでは、これらのひとつひとつについて詳細にあとづける必要はない。この節が、第1・2節といかなる関連にたつかを明らかにする限りで、フランスとドイツの例をみるにとどめたい。

既に明らかにしたように当時フランスは、王権が著るしく伸張し、立法権・課税権などあらゆる権力をその手中におさめ、いわば『純粹君主制』が確立していた。それにもかかわらず、この絶対君主制が専制主義に陥らなかった2つの障壁を、Robertson は指摘している。そのひとつは、フラ

ンスの貴族は、全体としては政治権力を失ったがなお身分として個人的権利・特権および榮譽をもっており、それが国王の権力を制限していたことである。他のひとつはフランスにおける高等法院、とくにパリーの高等法院の司法権である。起源的には、国王の直割地の司法行政機関として設置されたこの機関は、のちに国王の勅令・法令を作成・保存する場所となり、身分総会が招集されないときは、広く国事について助言したり、和戦などについて助言を与える役割を果すようになった。この機関が国民の権利を守る、弱いがしかし誠実な保護者となったことは、国王の権力の無制限な行使を制限することとなったのである。

ドイツ帝国の政治的特徴については Robertson は次のように述べている。「この団結に参加したすべての君主と領邦とは、元来皇帝に隸属し、君主として承認しているのである。加えてかれらは元来その領国を帝国よりの封土としてもっているわけであって封建的君主関係によって結ばれている。近代になって事情が一変し、封建的性質が稀薄になってもなおこの風が残っていて皇帝を主君と仰ぐ守旧的一派と連盟の首長にすぎないと論ずる新思想の一派とが対立している」(p. 362) と。

フランスの例は絶対君主制であっても、近代国家がもつ法治主義的特徴を失うものではないという意味で、『概観』第1節との関連を示し、またドイツ帝国の例は、政治構成体上、皇帝の権力の不安定なこと、政治的不安の根源をなしていることを明らかにし、対外的軍事活動がこの特殊な権力構造によって制約されていることを指摘しているかぎり第2節との関連を示していると、言うてよいであろう。

IV 以上において明らかにした Robertson の歴史把握は、『諸国民の富』第3篇において展開された Smith の歴史認識の土台、あるいは出発点を形成したと思われるだけでなく、第3篇の『諸国民の富』全体のなかで占める位置、従って全体の篇別構成の理解を助けるであろう。後者の問題から明らかにしてゆこう。

周知のことだが、『諸国民の富』第3篇において Smith は、ローマ帝国以後の全ヨーロッパの

歴史を取り扱っており、その問題提起と枠組みにおいて Robertson を継承していると言ってよいであろう。それが、Robertson の『概観』第1節の深化・発展であるとすれば、ヨーロッパ諸国家の対外政策の側面、とくに軍事的側面を扱うその第2節は、Smith においては第5篇の財政において、防衛費の問題として最重要な地位を与えられている。従って『諸国民の富』第3篇は、この意味で、第5篇と内的関連におかれていることが理解されなければならない。

さらに Robertson の歴史関心が16世紀における国際対立を武力によって解決することの無意味さを明らかにし、対外的には力の均衡政策によって平和を維持し、国内の商工業の発展を計り、内政を改善することに注意を払うべきだとするところにあったとすれば、Smith が第3篇に直接続けて財政を取り扱わず、第4篇において Robertson に欠けている経済政策を、とくにヨーロッパの国際関係のなかで問題にしたことは、Robertson の問題意識のひとつの展開を示したものであるといえる。というのは、Smith が経済社会の政治的問題よりさきに、一国と他国との相互関係、強暴なヨーロッパ諸国家間の対立、植民地支配、そしてそれをめぐる列強間の絶えざる戦争、総じて重商主義に体现される旧帝国主義的諸政策を批判したのは、Robertson が明らかにした16世紀の「歴史の教訓」を暗黙の前提としているからである。この意味で『諸国民の富』第4篇は、Smith における Robertson の観点の貫徹、すなわち「一大政治組織」としての全ヨーロッパ的視点からの国家間の政策問題としてみることができるであろう。

さて最後に、Robertson の歴史把握と『諸国民の富』第3篇の関連の問題に戻ろう。既に述べたように第3篇はローマ帝国没落以後の全ヨーロッパ史を、Robertson と同じ観点から取り扱っているが、その内容においては Robertson からの影響は痕跡を残さないほど発展・深化させられている。Robertson との関連でいえば、Smith が重要視した諸要因は、都市における商業・製造工業の発展による都市共同体の歴史と農村における封建

制からの解放、貿易の発達などである。しかしこれらの諸要因は、Smithにおいてより綿密に、相互関連的なひとつの経済過程として把握されている。だが、Robertsonの『概観』とSmithの第3篇とを詳細に比較するならば、なお多くの点においてSmithにおけるRobertsonの痕跡をあとづけることができるであろう。

例えば、封建制の成立、それについての批判——長子相続制批判——、外国貿易の先行的繁栄による都市、とくにイタリー諸都市の富裕が十字軍の兵站地として繁栄したこと、そして都市の発展が農村の発展するはるか以前に行なわれたこと、すなわち早くより秩序と善政、個人の自由と安全を確立し得た都市のなかに、封建制没落の種子が胚胎していたことの指摘などは、その例としてあげることができるであろう。しかしながら、このことはSmithをRobertsonのなかに埋没させることを意味するものではない。問題は、SmithがRobertsonを超え、歴史把握においてかれ独自のものを明らかにすることでなければならない。これを示すのは第3篇の冒頭の「富裕の自然的進歩について」と題する1章である。この章でSmithはヨーロッパの現実の歴史とは逆に、農業の発展を起点とし、製造工業、国内商業そして最後に外国貿易へと進むことが産業発展の自然的秩序であり、またそれが富裕の自然的進歩を現わすものとしている。Smithが過去のヨーロッパの歴史を批判的に総括し、未来を展望する歴史認識を確立す

ることができたのは、まさにこの理論によってである。ここでその理論の全面的展開を行なうことはできないが、そのもつ歴史的意義についてはふれておかなければならない。すなわちSmithが農業の先行的発展を強調したのは、封建社会の解体期に現われた独立自営農民、ヨーマンを支柱とする農業生産形態を起点とし、その発展の自然的結果として発達してきた都市こそ、Smith流に言えば農業の子孫としての都市こそが、両者の平等な関係を保証するものとして捉えられていることである。いいかえれば事物の自然的秩序に従って はじめて農村と都市との関係が、相互依存的、調和的発展が考えられるのである。この国民の富裕の増進の自然的経路である農業から都市の発展の構想は、特権的・独占的組合精神でみたされている都市の批判を可能にし、ローマ帝国の没落以後のヨーロッパ諸国家の諸政策の批判的総括であるといつてよいであろう。ここまでくれば、Robertsonの歴史把握との距離は明白になるであろう。そしてこのことは、Smithの歴史認識が経済学の成立と如何なる関連にたつかという問題を改めて提起するが、しかし、Robertsonの歴史把握がSmithのそれへの土台をなしていたということ を指摘することを目的とする本稿では、SmithのRobertsonに依存する側面を明らかにすることで満足しなければならない。

(一橋大学経済研究所)